

○取り組み推進方針資料 No. 4 の中で「取組として疑問のあるもの」、「不足していると思われる取り組み」についていただいたご意見に対する回答

	条/ページ	取り組み	疑問・不足	意見	意見に対する回答	担当課
1	9 条/23 P	夢づくりチャレンジ研究室設置	疑問	研究員は何年の活動期間があるか。どこまで実現させるか。	期間は 2 年間として委嘱しています。委嘱期間満了後は、研究員として養った知識や経験をもとに、チャレンジ研究室の後進へのアドバイスをしたり、各地域のまちづくり推進組織の一員として加わったりするなどしてご活躍いただけることを期待しています。提案事業の実現については、各地域のまちづくり推進組織で事業採択された場合、研究員と組織が連携・協力して一緒に取り組んでいくことになります。市は、各地区が積極的に若者の提案を採択できるよう、「夢づくり地域交付金」に新たにメニューを加え、財政的な支援も行っていく予定です。	市民協働課
2	14 条/41 P	出前講座の実施	不足	ガイドブックだけではなく、市ホームページ等に掲載してもよいのではないかと。	市ホームページに出前講座を含むガイドブック全ページのデータを掲載し、これを年度ごとに更新することで、さらに広く周知できるよう対応します。	社会教育課
3	17 条/48 P	職員への条例の周知	不足	退職職員の該当地区支援体制の推進。地域はその経験や知識を期待している。	職員への条例周知を継続して行います。また、退職後にはまちづくりにおける市民としての役割を果たすのみならず、養った経験や知識を活かしてもらえよう周知していきます。	市民協働課

	条/ページ	取り組み	疑問・不足	意見	意見に対する回答	担当課
4	17条/49P	夢づくり地域活動支援室設置	不足	退職職員の該当地区支援体制の推進。地域はその経験や知識を期待している。	行政との連絡調整も行うという意味で職員に辞令交付をしています。退職OBに対しては連絡員としての位置付けではなく、各地域の課題解消、活性化のため、これまでの職場で養われた知識・経験を活かして積極的にまちづくりに参加、支援をいただくように引き続き啓発をしていきます。	市民協働課
5	18条/51P	パブリックコメント制度の運用	疑問不足	広報・ホームページ等だけでは市民が見る機会が少ないのではないかと。アンケートみたいな形で配布したりしてはどうか。	広報・ホームページに掲載するほか、各種説明会などでパブリックコメントを実施することが周知されるよう努めます。	企画政策課
6	18条/56P	市が委嘱する各種審議会・委員会への女性委員の登用推進	不足	29.5%はもちろん低ですが、各自治会・まちづくり推進組織ともかなり低い。そこからの底上げが必要。	各課の登用状況を調査し、現況を把握します。また、各課あてに数値指標を含む通知文を出し、女性の登用拡大に努めます。	生活安全課